

資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する
政令新旧対照条文

目 次

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第一条関係）	1
○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第二条関係）	24
○ 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（第三条関係）	26
○ 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）（第三条関係）	27
○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（第四条関係）	28

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 前払式支払手段（第三条―第十二条）</p> <p>第三章 資金移動（第十二条の二―第十九条の二）</p> <p>第三章の二 電子決済手段等（第十九条の三―第二十条）</p> <p>第三章の三 暗号資産（第二十条の二―第二十条の四）</p> <p>第三章の四 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（第二十条の五―第二十条の七）</p> <p>第四章 為替取引分析（第二十条の八）</p> <p>第四章の二 資金清算（第二十一条・第二十二條）</p> <p>第五章 認定資金決済事業者協会（第二十三条）</p> <p>第六章 指定紛争解決機関（第二十四条―第二十七条）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段等取引業者」、</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の二 （略）</p> <p>第三章の三 暗号資産（第二十条の二・第二十条の三）</p> <p>第四章 為替取引分析（第二十条の四）</p> <p>第四章の二～第六章 （略）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条―第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「電子決済手段」、「物品等」、「電子決済手段等取引業」、「電子決済手段等取引業者」、</p>

「外国電子決済手段等取引業者」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産交換業者」、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」、「為替取引分析業」、「資金清算業」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、電子決済手段等取引業、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者、為替取引分析業、資金清算業、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。

（為替取引分析業に係る金融機関等）

第二条 法第二条第二十一項に規定する政令で定める者は、銀行等とする。

（特定信託会社）

第二条の二 法第二条第三十項に規定する政令で定めるものは、

「外国電子決済手段等取引業者」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産交換業者」、「為替取引分析業」、「資金清算業」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」、「特定信託会社」、「銀行等」又は「銀行法等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、電子決済手段、物品等、電子決済手段等取引業、電子決済手段等取引業者、外国電子決済手段等取引業者、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、為替取引分析業、資金清算業、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等、特定信託会社、銀行等又は銀行法等をいう。

（為替取引分析業に係る金融機関等）

第二条 法第二条第十八項に規定する政令で定める者は、銀行等とする。

（特定信託会社）

第二条の二 法第二条第二十七項に規定する政令で定めるものは、

信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社又は同条第六項に規定する外国信託会社とする。

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一 二十（略）

二十一 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法

第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事

又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第

五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 二十九（略）

（履行保証金保全契約等を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第十六条（略）

2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（略）

、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社又は同条第六項に規定する外国信託会社とする。

（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十三条 法第四十条第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 一 二十（略）

二十一 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法

第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事

又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第

五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十二 二十九（略）

（履行保証金保全契約等を締結することができる銀行等が満たすべき要件等）

第十六条（略）

2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一（略）

二 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、履行保証金保全契約、履行保証人債務引受契約（法第四十五条の三第一項に規定する履行保証人債務引受契約をいう。第十九条第二項において同じ。）又は履行保証人保証契約（法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人保証契約をいう。第十九条第二項において同じ。）に係る事業につき割賦販売法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

（履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等）
第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により一の種別の資金移動業に係る履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項及び第四項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。

一 当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）にあつては各営業日をいい、第二種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三

二 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

（履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等）
第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により一の種別の資金移動業に係る履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項及び第四項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。

一 当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）にあつては各営業日をいい、第二種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三

種資金移動業にあつては法第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。)における要供託額(法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。)が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額(供託されている履行保証金の額、保全金額(法第四十四条に規定する保全金額をいう。)、信託財産の額(法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。))、履行保証人債務引受額(法第四十五条の三第一項に規定する履行保証人債務引受額をいう。)、履行保証人保証額(法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人保証額をいう。)及び履行保証金弁済信託額(法第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託額をいう。)、当該履行保証金弁済信託額が同項に規定する履行保証金弁済信託契約に基づき信託している信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額の合計額をいう。第三号及び第三項第二号において同じ。)を下回る場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

二・三 (略)

2
2
4 (略)

(履行保証金の供託等に係る特例)

種資金移動業にあつては法第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。)における要供託額(法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。)が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額(供託されている履行保証金の額、保全金額(法第四十四条に規定する保全金額をいう。))及び信託財産の額(法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。))の合計額をいう。第三号及び第三項第二号において同じ。)を下回る場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

二・三 (略)

2
2
4 (略)

(履行保証金の供託等に係る特例)

第十七条の三 (略)

2 (略)

3 法第五十八条の二第一項の規定の適用がある場合における第十五条から第十七条まで及び第十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第十六条	(略)	(略)	(略)
第十六条第二項第二号	第四十五条の三第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の三第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の四第一項
第十七条第一項第(略)	(略)	(略)	(略)

第十七条の三 (略)

2 (略)

3 法第五十八条の二第一項の規定の適用がある場合における第十五条から第十七条まで及び第十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	一号			
	(略)	法第四十五条第一項	第四十五条の三第一項	第四十五条の四第一項
(略)	(略)	同項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の三第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の四第一項
(略)	(略)	第五十一条	第五十一条	第五十一条

(略)	法第四十五条第一項	
	(略)	同項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項
(略)	(略)	

第十九条第二項	
第四十五条第一項	<p>第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託契約（いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。）</p>
第五十八条の二第二項	<p>第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項</p>
履行保証人保証契約	<p>履行保証人保証契約（前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。以下この項において同じ。）</p>

第十九条第二項	
第四十五条第一項	<p>第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。）</p>
第五十八条の二第二項	<p>第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約</p>

(略)	(略)	第四十五条の四第一項	第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条の四第一項
-----	-----	------------	--------------------------------------

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 (略)

2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び当該資金移動業者（当該資金移動業者が履行保証金保全契約、法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約又は法第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託契約（いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。）を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方とし、当該資金移動業者の委託に基づき履行保証人保証契約（前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。以下この項において同じ。）が締結されている場合にあつては、当該資金移動業者及び当該履行保証人保証契約の当事者で

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 (略)

2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び当該資金移動業者（当該資金移動業者が履行保証金保全契約又は法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。）を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

ある法第四十五条の四第一項に規定する履行保証人適格者とする。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。

3
3
14 (略)

(電子決済手段等取引業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第十九条の三 法第六十二条の六第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第五十六条第一項若しくは第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消され、法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二の登録を取り消され、法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十三の許可を取り消され、又は法第八十二条第一項若しくは第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

二・三 (略)

3
3
14 (略)

(電子決済手段等取引業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第十九条の三 法第六十二条の六第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第五十六条第一項若しくは第二項の規定により法第三十七条の登録を取り消され、法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二の登録を取り消され、法第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十三の許可を取り消され、又は法第八十二条第一項若しくは第二項の規定により法第六十四条第一項の免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

二・三 (略)

四 法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

（情報通信の技術を利用した提供）

第十九条の八 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十七第一項（法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する金融商品取引法（以下この条から第十九条の十までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（新設）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十九条の八 電子決済手段等取引業者は、法第六十二条の十七第一項（法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十九条の十までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(特定電子決済手段等取引契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十九条の十 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定電子決済手段等取引契約(法第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下この条及び第二十条の七において同じ。)に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 (略)

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十三条に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く。第二十条の七第二項において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

2 (略)

(特定電子決済手段等取引契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十九条の十 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定電子決済手段等取引契約(法第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下この条において同じ。)に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二・三 (略)

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十三条に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く。)の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(国内に保有すべきことを命ずることができる資産)

第十九条の十二 法第六十二条の二十一の二(法第六十二条の八第二項の規定により適用する場合を含む。)に規定する政令で定める部分は、当該電子決済手段等取引業者(同項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者を含む。)がその行う電子決済手段等取引業に關し管理する利用者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。)の電子決済手段の価額及び内閣府令で定めるところにより算定される負債の額の合計額に相当する資産の額とする。

第三章の三 暗号資産

(暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により

一・二 (略)

(新設)

第三章の三 暗号資産

(暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同

法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

二・三（略）

四 法第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

（国内に保有すべきことを命ずることができる資産）

第二十条の三 法第六十三条の十六の二に規定する政令で定める部分は、内閣府令で定めるところにより算定される負債の額に相当する資産の額とする。

（暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

二・三（略）

（新設）

（新設）

（暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十条の四 (略)

第三章の四 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の登録が取り消された法人の役員であった者に準ずる者)

第二十条の五 法第六十三条の二十二の五第一項第二号ロ(5)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法人が法第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により法第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは法第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により法第六十三条の二の登録を取り消され、又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類するその他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

- 二 法人が法第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する法第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又は法若しくは銀行法等に

第二十条の三 (略)

(新設)

(新設)

相当する外国の法令の規定により電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。）を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者であった者でその命令の日から五年を経過しない者

三 法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と密接な関係を有する者）

第二十条の六 法第六十三条の二十二の十三に規定する政令で定める者は、銀行等その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（法人である者に限る。次号及び第四号において同じ。）の役員（法第六十三条の二十二の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）

（新設）

又は使用人

三 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の親法人等
又は子法人等

四 当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項第四号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する個人（同号において「特定個人株主」という。）（第二号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

2) 前項第三号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含

-
- み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）
- イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
- ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等
- 3| 第一項第三号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。
- 一 その子会社等
- 二 その関連会社等
- 4| この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。
-

5| 第二項第三号及び第四号イ並びに第三項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含む。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

6| 第一項第四号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（特定電子決済手段等取引契約に關して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十條の七 法第六十三條の二十二の十五第一項において読み替へて準用する金融商品取引法（次項において「準用金融商品取引法」という。）第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定電子決済手段等取引契約に關して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に關する事項であつて内閣府令で

（新設）

定めるもの

二 利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2| 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 利用者が行う特定電子決済手段等取引契約の締結について通貨の価格その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

第四章 為替取引分析

(為替取引分析業の許可が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の八 (略)

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第二十四条 法第九十九条第一項第二号及び第四号ニ並びに法第一百一条第一項の規定において読み替えて準用する銀行法(以下この章において「準用銀行法」という。)第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十三条 法第一百四十四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の四の規定による権限(第四項において「長官権限」という。)は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者(法第六十三条の二十二の二の登録を受けようとする者を含む。以下この項において同じ。)の主たる営業所又は

第四章 為替取引分析

(為替取引分析業の許可が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の四 (略)

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第二十四条 法第九十九条第一項第二号及び第四号ニ並びに第一百一条第一項の規定において読み替えて準用する銀行法(以下この章において「準用銀行法」という。)第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の二十二の十八第一項及び第二項、第六十三条の二十二の十九、第六十三条の二十二の二十第一項及び第二項並びに第六十三条の二十二の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2| 法第六十三条の二十二の十八第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3| 前項の規定により電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者

の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4| 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5| 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

改正案	現行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇四十六（略）</p> <p>四十七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は同項に規定する前払式支払手段（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の発行に係る役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が同条第二項に規定する事業として行う商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（以下この号において単に「電子決済手段等取引業者」という。）が行う同条第十項に規定する役務の提供、同条第十六項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第十五項に規定する役務の提供、<u>同条第十九項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う同条第十八項に規定する役務の提供、同条第二十六項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十七項に規定する役務の提供、同条第三十項に規定する特定信託会社（同法第三十七条の二第三項の規定による届出をしたものに限る。）</u>が同法第二条第二項に規定</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一〇四十六（略）</p> <p>四十七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は同項に規定する前払式支払手段（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の発行に係る役務の提供、同法第二条第三項に規定する資金移動業者が同条第二項に規定する事業として行う商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（以下この号において単に「電子決済手段等取引業者」という。）が行う同条第十項に規定する役務の提供、同条第十六項に規定する暗号資産交換業者が行う同条第十五項に規定する役務の提供、<u>同条第二十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二十四項に規定する役務の提供、同条第二十七項に規定する特定信託会社（同法第三十七条の二第三項の規定による届出をしたものに限る。）</u>が同法第二条第二項の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなさ</p>

する事業として行う役務の提供及び同法第六十二条の八第二
項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者
が行う同法第二条第十一項に規定する役務の提供

四十八・四十九 (略)

れる発行者が行う同法第二条第十一項に規定する役務の提供

四十八・四十九 (略)

改正案	現行
<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十八項</u>に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十五項</u>に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第三号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十八項</u>に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第三条 法第二条第三号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）<u>第二条第二十五項</u>に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定社会基盤事業）</p> <p>第九条 法第五十条第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 金融に係る事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〇二 （略）</p> <p>ホ 資金決済に関する法律第二十三条に規定する資金清算業及び同法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業</p> <p>へ〇チ （略）</p> <p>十五 （略）</p>	<p>（特定社会基盤事業）</p> <p>第九条 法第五十条第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 金融に係る事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〇二 （略）</p> <p>ホ 資金決済に関する法律第二十条に規定する資金清算業及び同法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業</p> <p>へ〇チ （略）</p> <p>十五 （略）</p>